

『西尾市多目的広場が利用できます。』

気軽に立ち寄っていただける身近な市役所を目指すとともに、本庁舎の有効利用を目的に令和元年8月から、西尾市役所本庁舎北側の多目的広場を貸出します。

以下の条件で催事等開催することができますので、是非ご利用ください。

場 所

西尾市寄住町下田 22 番地 西尾市役所本庁舎北側（芝生広場）

施設概要

面積：約 1, 260 平方メートル（36m×35m）

使用時間

土曜日、日曜日及び祝日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（年末年始を除く）

※市の行事等により使用できないことがあります。

使用資格

西尾市内に活動の拠点を置く団体（個人での使用は不可）

※子ども会、町内会、にしお市民活動センターや西尾市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している団体など営利を目的としない団体

使用回数

各月 1 回（準備は使用日前の平日も可）

使用料

無料

申込受付開始日

使用を希望する初日の前々月の 1 日から受付を開始します。

※受付開始日が休日（土・日曜日、祝日）の場合、それ以降の最初の開庁日となります。

申込方法

申込受付開始日の午前 9 時に総務課窓口へお越しください。但し、使用希望が重なった場合は抽選とします（午前 9 時の時点で空きがある場合は、以降、先着順となります）。ご希望の使用期間とならない場合もあります。

使用の承認

- ・キャンセルする場合は、速やかに総務課までご連絡ください。
- ・次のような場合には、使用承認することができませんのでご了承ください。
 - ① 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある場合
 - ② 付属設備等を損傷するおそれがある場合
 - ③ 市の行事等により本庁舎駐車場を多数必要とする場合
 - ④ 電気及びガス用コンロ以外の火気を使用する場合
 - ⑤ 車両を乗り入れる必要がある場合
- ・使用承認を受けた場合、その権利を他に譲渡し、転貸することはできません。
- ・次のような場合には、使用承認の取り消し、又は停止をすることがあります。
 - ① 「西尾市庁舎管理規則」で定められた事項や、係員の指示を守らないとき
 - ② 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがある場合
 - ③ 不正な手段によって、使用の承認を受けたとき
 - ④ 市の行事等により使用するとき
 - ⑤ 後記の禁止行為等を行ったとき
 - ⑥ その他、多目的広場の管理上、特に必要とするとき

利用にあたっての注意

- ・各種法令を遵守し、事故のないように努めること。
- ・催事により禁止行為である騒音や異臭に至らない程度の音及び臭いが生じる場合は、隣接する住民（町内会）に対し、1カ月前迄に事前説明を行うこと。
- ・使用後は速やかに片付け、清掃を行い、ごみ等は持ち帰ること。
- ・過度な電気使用をした場合は、料金を徴収させていただくことがあります。
- ・多目的広場の水道は、植栽散水用の雑用水ですので使用できません。

●禁止行為等

多目的広場では以下の行為を禁止します。違反した場合は使用承認を取り消し、退場していただくことがあります。

- ・騒音や異臭を伴う行為
- ・許可なく印刷物その他これらに類する物を配布する行為
- ・他人に危害を加えたり、迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯する等の行為
- ・政治活動及び宗教活動と認められる行為

【問合せ先】

西尾市役所 総務部総務課庶務担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地

☎0563-65-2164（直通）

FAX0563-57-1313